

課税証明書交付手続きの際に**各市町村の課税証明書交付申請書と併せて申請窓口にご提出ください。**大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援制度の
申請に係る課税証明書について

大阪府では、大阪で子育てをしている世帯への支援として、令和2年4月から大阪府立大学、大阪市立大学、大阪府立大学工業高等専門学校に入学する学生への授業料等の支援（減免）を行っています。

本制度の実施にあたっては、課税（所得）証明書の提出を求めており、学生及び保護者から当該証明書の発行の求めがある場合には、下記の(2)②ア～ウの項目の課税情報の記載についてご協力をお願いしますとともに、貴市町村における所定の課税証明書等の様式において、(2)②ア～ウの項目が表示されない場合においては、別紙様式又はこれに代わる書面を、所定の課税証明書等と併せて交付していただきますようよろしくお願いいたします。

(1) 住民税所得課税証明書の交付対象者

学生本人及びその生計維持者（原則、父母）

(2) 必要となる課税証明書について

① 課税対象年度

令和3年度（令和2年1月1日～令和2年12月31日までの所得分）課税証明書

② 必要となる市町村民税の課税情報

ア． 課税標準額

イ． 調整控除の額

ウ． 税額調整額

【担当・問合せ先】

大阪府府民文化部府民文化総務課

大学・宗教法人グループ（大学無償化担当）

電話：06-6210-9257（直通）

様

(氏名)

大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援制度の
申請に係る課税証明書（補足）

大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援補助金交付要綱に基づき実施される、大阪府立大学・大阪市立大学等の授業料等支援（減免）に関して、その申込等の手続きのため照会のあった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項については、下記のとおりです。

____年度（____年分）の所得等

- ・課税標準額【特定個人情報項目コード TK00000200000810】

____円

※ 市町村民税に係る課税総所得金額、課税退職金額及び課税山林所得金額等の合計額を記載してください。

※ 課税総所得金額やその他の課税所得金額が課税証明書に記載されており、これらを合計することにより課税所得額（課税標準額）が分かる場合には記載の必要はありません。

【税額控除 内訳】

- ・調整控除の額【特定個人情報項目コード TK00000200001020（市町村民税_調整控除額）】

____円 ※市町村民税相当分

- ・税額調整額【特定個人情報項目コード TK00000200001090（市町村民税_税額調整額）】

____円 ※市町村民税相当分（0円の場合は記載不要）

日付 令和____年____月____日

市区町村名 _____

担当部局課名 _____

公印